

健生健発 0714 第 2 号
令和 8 年 7 月 14 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{市 町 村} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
(公 印 省 略)

「第 5 次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 16 条第 1 項に基づく標記計画の決定に伴い、今般、「第 5 次食育推進基本計画」の決定について」（令和 8 年 7 月 14 日付け健生発 0714 第 3 号・医政発 0714 第 1 号・老発 0714 第 1 号 厚生労働省健康・生活衛生局長、医政局長、老健局長連名通知）が発出されたところである。先般の「食育基本法の一部を改正する法律の施行について」を踏まえた地域における健康づくりのための食育の推進について」（令和 8 年 6 月 3 日付け健生発 0603 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知）も踏まえて、健康づくりのための食育の推進の観点から、さらに下記の事項に特段の御配慮をお願いするとともに、その適切な運用に努められたい。

記

1 地方公共団体による食育推進計画の見直し等について

食育基本法第 17 条及び第 18 条において、都道府県及び市町村は、食育推進基本計画を基本として、食育推進計画の策定に努めることとされている。第 5 次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・市町村における食育推進計画の見直しに当たっては、関係部局等との連携を十分に図るとともに、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（令和 5 年厚生労働省告示第 207 号）や都道府県及び市町村の健康増進計画の内容及び動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しをお願いする。

各都道府県におかれては、管内の市町村の状況を踏まえ、既に食育推進計画を策定している場合はその見直しを、食育推進計画を策定していない場合はその策定が促進されるよう積極的に働きかけを行い、技術的な支援にも努め

ていくなど、適切な支援をお願いする。

また、第5次食育推進基本計画では、地方公共団体における食育の取組状況の見える化とPDCAサイクルによる施策の見直し・改善が示されており、総合的かつ計画的な食育の推進をお願いする。

2 健康づくりのための食育の取組の推進について

(1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進について

健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防に加え、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進することにより健康寿命の延伸を実現し、子どもから高齢者まで全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することは、「健康日本 21（第三次）」の推進においても、食育の観点からも、優先的に取り組むべき課題の一つである。

栄養バランスに配慮した食生活等を実践することは、生涯にわたる心身の健康の確保や、生活習慣病予防の基本の一つである。目標として、「朝食の欠食を減らす」「栄養バランスに配慮した食生活等を実践する」、「ゆっくりよく噛んで食べる」等が掲げられており、これらの目標達成に向けた取組の推進をお願いする。特に、栄養バランスのとれた食事の実践や減塩、野菜・果物の摂取の増加に関する取組については、個人の努力だけでは改善が困難な状況もみられることから、健康への関心が薄い層も含めて自然に健康になれる食環境づくりを関係機関・団体、食品関連事業者等、様々な関係者との連携により推進していただくようお願いする。

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

近年、単身世帯や共働き世帯の増加、働き方等のライフスタイルの多様化が進む中、食生活の在り方は大きく変化しており、特に若い世代（大学等の学生を含む。）においては、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜類・果物類の摂取量が少ないなどの課題がある。このため、若い世代を中心に健全な食生活への理解醸成と行動変容を促す「大人の食育」を推進していただくようお願いする。

(3) 災害時に備えた食育の推進について

大規模災害等に備え、災害発生時も健全な食生活の実践ができるよう、家庭における食料品等の備蓄について普及啓発を行うほか、災害時の栄養・食生活支援の具体的内容や体制等を地域防災計画へ位置づけることやマニュアルの整備を図り、関係者が共通の理解の下で取り組める体制整備をお願いする。

(4) 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められるほか、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細かな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要であることから、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組が推進されるよう体制の整備をお願いする。

また、食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践につなげるためには、地域に根ざし、住民の身近で日々の活動に関わる食生活改善推進員等のボランティアの取組が不可欠であることから、その重要性を理解していただくとともに、ボランティアの育成及び支援をお願いする。

(5) 専門的知識を有する人材の養成・活用について

地域において食育の推進が着実に図られるよう、都道府県や市町村に管理栄養士等の配置の推進をお願いする。特に、管理栄養士等が未配置かつ、食育推進計画が未策定の市町村におかれては、管理栄養士等の配置に努めるとともに、都道府県においては、当該市町村に対し、その配置を促すための必要な支援をお願いする。

また、地方公共団体が実施する食育に関する料理教室や体験活動、各種イベント等において、高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用をお願いする。